

## 【医療法人を取巻く環境(医療法人の承継について)】

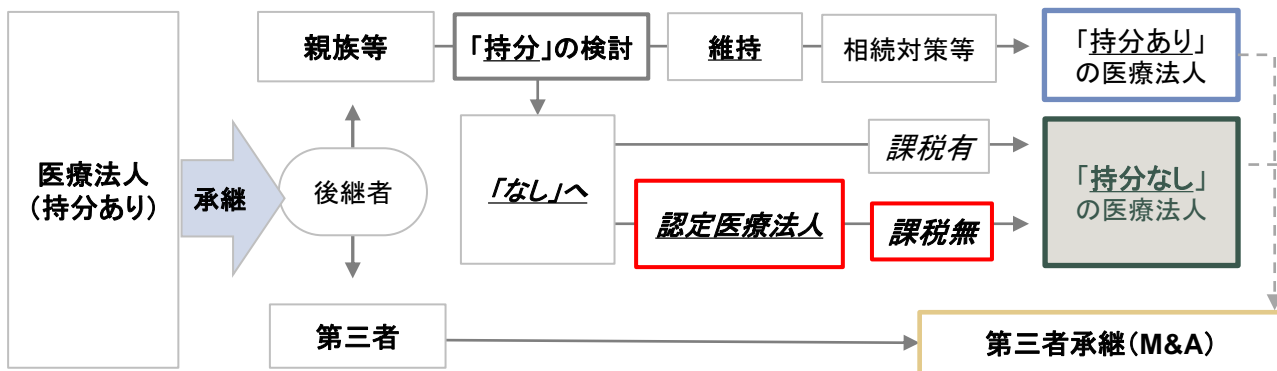
- 2024年6月に改定された診療報酬は、**医業経営にかなりの影響を与えています**
- 「医療法人の承継」の面からは、「後継者の有無、持分の対応、税金、今後の経営、関係者との調整」など、様々な事項について検討が必要となります
- この様な環境下において、「**医療機関(法人)を今後どのようにしていくか**」ということは重要な問題です。検討事項は多岐にわたり、時間も要しますので、**早めの相談等をお勧め致します**

### 1. 本業に関して(今後を見据え)

- 経営の強化
- 診療報酬改定への個別対応
- 医療機能の強化
- 機能変更等のシミュレーション
- 内部管理体制の強化
- DX対応
- 人事制度等の充実
- 福利厚生制度の充実 等

※専門家へお早めの相談(現状分析～その対応)

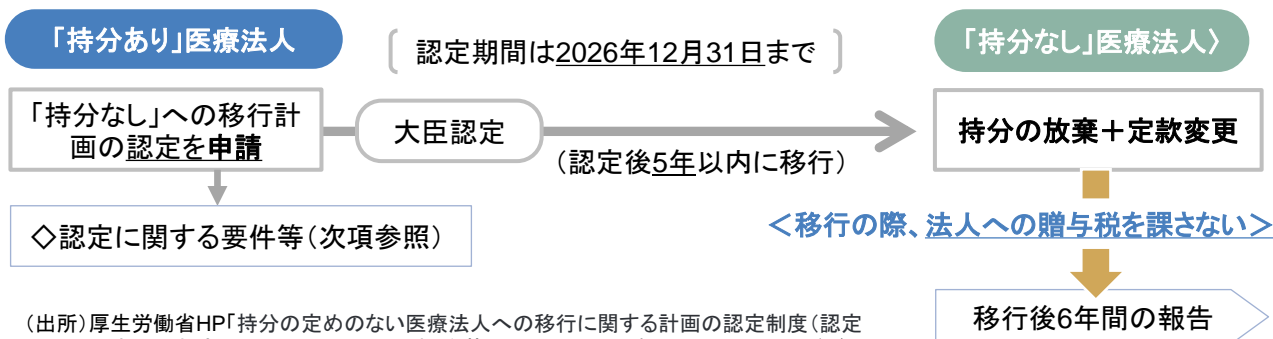
### 2. 医療法人の承継(持分対応等)



#### <ポイント>

- 医業経営の環境変化
- 「持分」に対する経営者のお考え
- 後継者の有無
- 後継者のご意向
- 「持分なし」のメリット・デメリットの整理
- 承継に絡む税金(所得税、贈与税、相続税)
- 「持分」の制度上の問題点(後継者に委ねる)
- 医療機関存続のための選択(M&A) 等

### 3. 認定医療法人について



(出所)厚生労働省HP「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度(認定医療法人制度)について」(2024/10末)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザリー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します

## 運営に関する要件等

① 当該医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと	② 理事・監事に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
③ 株式会社等に対し、特別な利益を与えていないこと	④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと	⑥ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されていること	⑧ 医業収入が、患者のために直接必要な経費の額の150%以内であること

- 現況……認定数 1,058件 / 移行数 920件（厚生労働省に2024/10/25ヒアリング）
- 最近、診療所等の比較的小規模な医療法人から、「持分なし」への移行についてご相談を頂くことが増えています。その背景には、「持分に対するご認識の変化」があるものと思われます

【持分の問題→「持分対応」を後継者に委ねる事について】

- 以下の①～④は、運営方法に関する要件のうち、問題になりがちな項目です

①関係者への特別の利益 ②報酬関連 ③株式会社等への利益供与 ④遊休財産の比率

※専門家へのお早めの相談（現状分析～その対応）

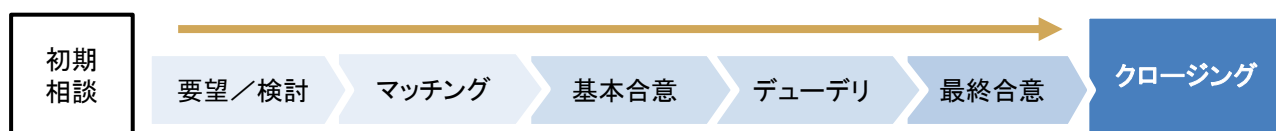
（出所）厚生労働省HP「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度（認定医療法人制度）について」（2024/10末）及び厚生労働省へのヒアリングを基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

## 4. 医療法人の第三者承継(M&A)について

- 医療法人の理事長には、「医師であること」の要件があります。そのため、ご親族や関係者に医師がおられない場合には、第三者を探すこととなります。その際、ご自身で後継者を探されるケースもありますが、それを見つけるのはなかなか難しいのが現実です。したがって、第三者承継を進めるにあたっては、信頼できる「専門家」に早めにご相談ください

事象	方式	対応
第三者承継 (M&A)	持分の譲渡	売り手は、持分を譲渡して対価を得ます。買い手は、持分を取得して社員（経営陣）を派遣し、経営を引継ぎます
	社員の入退社	【持分なしの場合等】社員の退社（経営陣<売り手>）と入社（経営陣<買い手>）により、経営を引継ぎます（ここにおける社員とは、社員総会の構成員である者をいい、従業員とは異なる）
	（事業譲渡）	一部の事業等に移します

- 第三者承継(M&A)の流れ



- 第三者承継(M&A)でのポイント
  - 医療機関の状況（法人・個人／病院・診療所／科目／エリア／売上高・利益・純資産額／持分の有無）
  - 第三者承継(M&A)はタイミングも重要
  - M&A後の先生のご意向、従業員の雇用維持など、条件面での協議

※ SMBC日興証券では、医療機関への各種サポート（本業支援・法人の承継（持分対応含む）・第三者承継(M&A)など）を実施しています。お気軽にご相談ください

## 金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future